

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「まちづくり・すまいづくりフォーラム 2019」を開催します！

関東地方整備局 建政部

これからの関東甲信地方のまちづくり・すまいづくりのあり方を考えるとともに、まちづくり・すまいづくりに関わる方々のネットワークづくりの場となることを期待して、フォーラムを開催します。

1. 日時・場所

日時：2019年6月10日（月） 13:00～17:00

場所：さいたま新都心合同庁舎1号館 講堂

（埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館2階）

2. 内容

1. 都市計画法・建築基準法制定100周年記念講演

竹歳 誠 氏（公益財団法人都市計画協会 会長）

「都市計画法制定100周年を迎えて」

2. 特別講演1

増田 寛也 氏（東京大学公共政策大学院 客員教授）

「縮小時代における地域経営について」

3. 管内首長によるリレートーク

「人口減少・少子高齢時代におけるまちづくり」

4. 特別講演2

大月 敏雄 氏（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授）

「町の持続力を考える」

※本フォーラムは、参加無料・要申込み・定員制です。地方公共団体、まちづくり・すまいづくりに携わる民間企業等の方など、誰でもお申し込みいただけます。

【本文資料（PDF）】をご参照いただき、5月30日までにお申し込みください。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [465 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city_park_00000038.html

2. 5月11日より第二海堡上陸ツアーを本格的に開始します！

関東地方整備局 港湾空港部

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会では、2月にツアー日程等の調整を円滑に進めるための仲介組織として「東京湾海堡ツーリズム機構」を選定したところです。当該機構により、旅行会社のツアー企画受付を行い、今般、5月に15回の上陸ツアーを実施することが決定しました（別紙参照）。

なお、今後、各旅行会社により、個人向けの上陸ツアー募集が開始されます。ツアーの詳細や申し込み方法については、各旅行会社のホームページ等に順次掲載予定ですので、各旅行会社にお問い合わせください。（個人での上陸はこれまで同様できません）

また、6月以降の分については、「東京湾海堡ツーリズム機構」のホームページにて順次公表される予定です。

【各旅行会社ホームページ】

- 株式会社はとバス <https://www.hatobus.co.jp/>
- クラブツーリズム株式会社 <https://www.club-t.com/>
- 株式会社JTB ガイアレック <https://www.jtb.co.jp/>
- 株式会社ポケカル <https://www.poke.co.jp/>
- 産経新聞開発株式会社（サンケイツアーズ） <https://tabi.sankei.co.jp/>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [105 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000288.html

3. 平成31年度 工事事務防止「重点的安全対策」 ～工事安全対策の向上に向けた具体的な安全対策の策定～

関東地方整備局 企画部
港湾空港部

関東地方整備局では、平成13年度より「重点的安全対策」を定め、工事事務の防止に努めているところです。

管内における平成30年度2月末日現在の工事事務は、52件発生しており、前年度同日付けの54件と比較し減少しており、近年の事故発生状況と比較して少ない発生状況となっています。しかしながら、死亡事故が2件発生し、多くの負傷事故が発生していることから引き続き工事事務の防止に努める必要があります。

発生形態としては、労働災害が工事事務全体の約38%を占めており、「建設機械の稼働に関連した人身事故」及び「資機材等の落下や下敷きで負傷する事故」等が発生しています。また、公衆損害事故では「架空線・標識等損傷」及び「地下埋設物件損傷」等が依然多く発生しており、これらの事故に対する対策強化をはじめとした安全対策のより一層の向上が求められます。

また、基本事項を疎かにしたことにより、事故が発生している事例が昨年度に引き続き多くみられます。

このような状況を踏まえ、工事安全対策のより一層の徹底を図るため、別添のとおり「平成31年度重点的安全対策」を定め、管内関係事務所に通知すると共に、関係業団体に会員各社への周知を依頼し、工事安全対策の向上に努めることとしました。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2287 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000664.html

4. H30年度マイ・タイムライン作成者1万人突破！

鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫 に関する減災対策協議会

市町、県、国で構成する鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会では、逃げ遅れゼロを目指して「みんなでタイムラインプロジェクト」を推進しています。

今年度は、流域内18市町で講座を実施し、延べ約1万名の方々にマイ・タイムラインを検討していただきました。

来年度は、新たに誕生したマイ・タイムラインリーダーや関係機関と連携しつつ、マイ・タイムラインの普及等を地域に浸透させ、着実に水防災意識社会を再構築する取り組みを実施していきます。

【参考】

マイ・タイムラインに関する情報は、下記の下館河川事務所HPにまとめて掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00285.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1029 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/shimodate_00000215.html

5. 「水防に関する技術」について出展技術を選定しました。

関東地方整備局 関東技術事務所

関東技術事務所では、水防関係者や一般の方々等に水防に関する技術を紹介するため、平成31年5月18日(土)に実施予定の「第68回利根川水系連合・総合水防演習」において展示する「水防に関する技術」の出展を募集しました。

多数の応募があり、審査の結果24技術(12者)を選定しましたのでお知らせします。

水防に関する技術の展示：24技術(12者)

(内訳)

- (1) 工法：6技術(3者) (2) 材料：3技術(2者)
(3) 機械：6技術(3者) (4) その他：9技術(7者)

※1者で複数の技術を応募された会社が有りましたので、応募総数は12者、分類では15者となります。

※展示技術の詳細につきましては、本文資料(PDF)別紙をご覧ください。

(第68回利根川水系連合・総合水防演習開催予定)

- 開催日平成31年5月18日(土)
- 実施場所栃木県足利市五十部町地先(渡良瀬川左岸38.6k付近)の渡良瀬川河川敷

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [511 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kangi_00000098.html

6. “地域インフラ”サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。

(現在、274話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. テレワークでオリ・パラの混雑緩和を目指します！

～「テレワーク・デイズ2019」参加登録の受付が始まります～

本日より、本年7月22日(月)～9月6日(金)の間においてテレワークの一斉実施を呼びかける「テレワーク・デイズ2019」の参加登録の受付を開始します。

また、本年7月1日に「テレワーク・デイズ2019及びスムーズビズ プレイメント」を開催しますのお知らせです。

1. テレワーク・デイズ2019参加登録の受付開始

総務省より、本年1月31日にテレワーク・デイズ2019の実施方針を発表しましたが、本日からその参加登録を開始しますのでお知らせします。

詳細は以下のURLをご覧ください。

<https://teleworkdays.jp/>

<主なポイント>

- ・2020年東京大会前の本番テストとして、本年7月22日(月)から9月6日(金)の約1ヶ月間を「テレワーク・デイズ2019」実施期間と設定。
- ・効果測定を行うため、7月24日を「コア日」とします。
- ・3,000団体、延べ60万人の参加を目標とします。

<参加団体の分類>

○ 実施団体

参加人数等を問わずテレワークを実施又はトライアルを行う団体。

○ 特別協力団体

[1]実施期間中5日間以上実施、[2]7月24日(火)に100名以上実施かつ[3]効果測定アンケート(実施人数、コスト削減の効果等)に協力可能な団体。
※東京都内等の企業については、上記に加え、下記のいずれかの実施を推奨します(都内事業所への通勤社員が対象)

[1]実施期間中2週間以上の実施(7月22日(月)～8月2日(金)の平日10日間での集中実施を推奨)

[2]企業の都内社員数の1割実施(7月22日(月)～8月2日(金)の平日10日間において、1日1割程度の実施を推奨)

[3]2020アクションプラン作成(2020TDM推進プロジェクトとの連携)

<https://2020tdm.tokyo/action>

○ 応援団体

テレワークに係る実施ノウハウ、ワークスペース、ソフトウェア等を提供する団体、及びワーケーションを支援する団体です。

2. 「テレワーク・デイズ2019」に向けたプレイメントを開催

テレワーク・デイズ2019に向けた機運醸成を目的とし、プレイメントを開催します。

[日時] 2019年7月1日(月)15時～17時

[会場] イイノホール

千代田区内幸町2丁目1-1 飯野ビルディング

電話 03-3506-3251

会場地図 <https://www.iino.co.jp/hall/access/>

[主催] 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府、東京都

[共催] 一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所、一般社団法人日本テレワーク協会

プログラム及び参加方法については、詳細が決まり次第、下記サイトでお知らせいたします。

<https://teleworkdays.jp/>

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式 : 301KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000046.html

2. 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の作動をビデオで解説します

国土交通省には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置が正常に作動しなかった」といった情報が寄せられており、装置の装着率も伸びていることから、この装置を正しく理解していただくため、実車を使った実験の様子を使って注意点を解説した啓発ビデオをHPに公開しました。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

- ・ 駐車場などでのペダルの踏み間違いによる事故が問題となっています。
「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、そのような事故を防止するための装置です。
- ・ 停止しているときや低速で走行しているときに、壁などがあるのにアクセルを踏み込んだ場合に、運転者に警告（表示、音）するとともに、エンジン出力を抑制して急発進を防止します。
- ・ しかし、踏切内で下りてきた遮断機等に反応してこの装置が作動することもあります。
このようなときに、踏切から脱出できるよう、アクセルを踏み続ければ、作動が解除される（発進ができる）ようになっています。

衝突被害軽減ブレーキ

・ ビデオでは、衝突被害軽減ブレーキは、ハンドル、アクセル等を操作すると作動が解除されることについても、紹介しています。

○ 国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P918281u2g>

<注意喚起の掲載ページは下記URLよりご覧ください。>

○ 自動車のリコール不具合情報ウェブサイト

「自動車を安全に使うためには」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety032.html

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_003331.html

3. パーキング・パーミット制度事例集を作成しました！！ ～障害者等用駐車区画の適正利用を促進～

地方公共団体による障害者等用駐車区画の適正利用のための取組をとりまとめ、制度未導入の地方公共団体や既に制度を導入している地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」を作成しました。

車椅子利用者用駐車施設については、バリアフリー法により整備が促進されている一方で、障害のない人が駐車すること等により、障害のある人が駐車できない問題が発生しており、その適正な利用を促すための取組が求められているところです。

こうした課題に対応するため、車椅子利用者用駐車施設や一般の駐車区画も含めた障害者等用駐車区画を対象に、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する「パーキング・パーミット制度」は、平成 18 年に佐賀県で導入されて以降、37 の府県において導入されています。

制度導入に向けた機運の醸成や制度の抱える課題の解消による魅力向上のため、「パーキングパーミット制度の導入促進に向けた障害者等用駐車区画の適正利用に関する検討会」(別紙 1)において検討を行い、制度の抱える課題を解消するための取組等の収集・整理しました。

これにより、制度未導入の地方公共団体が制度の導入を検討する際や既に制度を導入している地方公共団体が制度を改善する際に参考としていただき、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組が促進されることを期待しています。

【パーキング・パーミット制度事例集の構成】(別紙 2)

- パーキング・パーミット制度の概要
- 障害者等用駐車区画を取り巻く状況
- 障害者等用駐車区画の事例
- パーキング・パーミット制度の運用
- 海外のパーキング・パーミット制度 等

【パーキング・パーミット制度事例集の公表ページ】

国土交通省の以下のページにて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000178.html

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式 : 73KB) 

[別紙1 委員名簿](#) (PDF 形式 : 219KB) 

[別紙2 パーキング・パーミット事例集](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000198.html

4. 交通事業者による接遇研修充実のためのモデルプログラムを作成しました！ ～交通事業者による一定水準の接遇を確保し、高齢者や障害者等の移動等円滑化を推進します～

国土交通省では、平成29年2月に決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、交通事業者による接遇研修を充実し、高齢者や障害者等に対する一定水準の接遇を確保するため、研修モデルプログラムを作成しました。

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、政府全体で「心のバリアフリー」に取り組むこととされています。

国土交通省においては、高齢者や障害者等に対する交通事業者による一定水準の接遇を確保すべく、平成30年5月に「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成・公表しました。

今般、「交通事業者向け接遇ガイドライン」の実施を促進するため、「交通事業者向け接遇研修プログラム作成等のための検討会議」において検討を行い、交通事業者による接遇研修を充実するための研修モデルプログラムを作成しました。

このプログラムの活用により、交通事業者各社が自社の接遇研修をより一層充実し、ソフト面での高齢者・障害者等の移動等円滑化が推進されることを期待しています。

【交通事業者向け接遇研修モデルプログラムの構成】（別紙1）

○1. 交通事業者向け接遇研修モデルプログラムについて

カテゴリ1：基本理念の理解

- [1] 職場のバリアから考える接遇の心構え
- [2] 法令や社会的背景から学ぶ「心のバリアフリー」の基本

カテゴリ2：障害理解と接遇技術の基本

- [3] 障害の特性と基本の接遇方法
- [4] 接遇ガイドラインに基づく接遇方法
- [5] 接遇方法の実技実習
- [6] 障害の疑似体験

2). 効果的な障害当事者参画を図るために

○副教材（上記モデルプログラムの教材）

【交通事業者向け接遇研修プログラムの公表ページ】

国土交通省の以下のページにて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000176.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式：67KB）

[別紙1 交通事業者向け接遇研修プログラムの概要](#)（PDF形式：77KB）

[別紙2 接遇研修プログラム検討会委員名簿](#)（PDF形式：148KB）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000197.html

5. i-Construction の貫徹に向けた基準類の策定

～生産性向上を通じた魅力ある建設現場の実現に向けて～

国土交通省では、ICT や 3 次元データの活用等により、生産性の向上や魅力ある建設現場の実現を目指す i-Construction を進め、ICT 施工の取組を推進しています。

H31 年度以降、更なる ICT の活用による生産性向上を図るための要領、基準類を改定及び策定したのでご報告します。

以下の内容について報告します。詳細は添付資料をご確認ください。

1. ICT 施工

- [1] 工種拡大（地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工）
- [2] ICT 施工の基準類の改定

2. BIM/CIM の更なる活用

- [3] 平成 31 年度 BIM/CIM 発注方針（道路、河川等）
- [4] 「段階モデル確認書」作成マニュアル【試行版】（案）の作成
- [5] 土木工事数量算出要領の改定
- [6] BIM/CIM 設計照査シートの運用ガイドライン（案）の作成
- [7] 平成 31 年度 BIM/CIM 発注方針等（港湾）

3. 測量における ICT 活用拡大

- [8] ICT を活用した公共測量マニュアルの策定、改定

（i-Construction 全般について）

<http://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/index.html>

添付資料

[報道発表](#)（PDF 形式）

[別紙](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000212.html